

改正

平成11年 4 月 9 日訓令第 4 号

平成13年 3 月30日訓令第 4 号

平成15年 3 月26日訓令第 5 号

平成16年10月27日訓令第16号

平成19年 3 月30日訓令第 2 号

平成31年 3 月29日訓令第 2 号

上山市契約審査委員会規程

(設置)

第 1 条 上山市財務規則（平成 7 年規則第18号）に基づき行う入札において、最低の価格をもって申込みをした者の価格が低入札調査基準価格を下回った場合に、その者による当該契約の履行を審査するため、上山市契約審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織等)

第 2 条 審査会は、委員長及び委員並びに幹事で組織する。

2 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審査会の構成員は、次の各号に定めるところによる。

(1) 委員長 副市長

(2) 委員 財政課長、農林夢づくり課長、建設課長、上下水道課長の職にある者

(3) 幹事 当該審査に係る工事所管課等の長の職にある者

4 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

(1) 契約の履行に関すること。

(2) その他市長から審査を命じられたこと。

(審査会の招集等)

第 3 条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員は、会議に出席し、議題を審議する。

3 幹事は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(意見の聴取)

第 4 条 審査会は、必要に応じ関係職員の出席を求め説明を受け、又は意見を聞くことができる。

(審査結果の通知)

第 5 条 委員長は、第 2 条第 4 項に規定する審査の結果を書面にて入札執行者に伝えなければならない。

(会議の非公開)

第 6 条 審査会は、非公開とする。

(庶務)

第7条 審査会に関する庶務は、財政課において行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年4月9日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月27日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。